

## 高知県黒潮町 地域おこし協力隊募集要項

黒潮町は四国の西南部に位置し、平成 18 年 3 月 20 日に隣接する旧 2 町（大方町、佐賀町）の合併により誕生しました。本町は美しい砂浜を美術館に見立てた砂浜美術館での T シャツアート展や、全国有数のカツオ一本釣り船団を有する、雄大な自然と豊富な海洋資源に恵まれた町です。一方、全国の多くの市町村と同様に、少子高齢・過疎化、産業の衰退などの問題を抱えており、活力ある元気なまちづくりが急務となっています。

そこで、地域外から地域の将来の担い手となる人材を受け入れ、本町において地域活性化・元気づくりに取り組むため、地域おこし協力隊の隊員を募集します。

### 【募集人員】 3名

- 漁業活性化支援員 1名
- ふるさと納税支援 1名
- 移住相談員 1名

### 【活動内容】

#### 漁業活性化支援員

雄大な自然と 1 対 1 で向き合う、漁師という仕事に興味を持たれた皆さん向けに。漁師の経験を積む第 1 歩として、漁師をサポートする活動をお願いしたいと考えております！

- ・漁業協同組合での水揚業務支援
- ・カツオ一本釣り漁業用の活餌販売事業支援  
(海上の生簀（小割）にて活イワシの餌やりや輸送等)
- ・水産物販路拡大支援（町内外の販促活動への従事等）
- ・各種イベント支援（戻りカツオ祭り等のお手伝い）
- ・その他、地域力の維持・活性化及び地域おこしに関するもので、特に町長が必要と認めた活動

#### ふるさと納税支援

- ・ふるさと納税受付・発送に関する活動
- ・ふるさと納税返戻品の商品化に関する活動
- ・その他、地域力の維持・活性化、及び地域おこしに関するもので、特に町長が必要と認めた活動

## 移住相談員

- ・移住定住促進に関する活動
- ・その他、地域力の維持・活性化及び地域おこしに関するもので、特に町長が必要と認めた活動

### 【募集対象】

下記（１）～（９）のすべての要件を満たす方

- （１）年齢 20 歳以上、50 歳以下の方（着任日現在）
- （２）3 大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）から、黒潮町へ住民票を異動させて生活できる方
- （３）心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- （４）地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- （５）協力隊終了後も黒潮町に定住する意思のある方
- （６）普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方
- （７）パソコン（ワード、エクセル、インターネット、E メールなど）を日常的に利用している方
- （８）町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- （９）地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

### 1. 勤務地及び活動地域

漁業活性化支援員                      勤務地は、黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課（黒潮町佐賀 1092-1）、活動地域は佐賀地域とします。

ふるさと納税支援                      勤務地は、黒潮町役場産業推進室（黒潮町入野 5893）、活動地域は町内とします。

移住相談員                              勤務地は、黒潮町役場企画調整室（黒潮町入野 5893）、活動地域は町内とします。

### 2. 勤務日数及び勤務時間

- （１）勤務日数：月 18 日
- （２）勤務時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで

※ 夜間、土日、祝祭日、年末年始等の勤務は、週勤務時間内で振替対応となります。  
なお、所定の月の労働日数及び労働時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。

### 3. 雇用形態及び期間

- (1) 黒潮町の非常勤職員として町長が委嘱します。  
ただし、平成 32 年 4 月 1 日以降は法令改正により、委嘱形態が変更となる可能性があります。
- (2) 初年度の委嘱期間は着任日から平成 31 年 9 月 30 日までです。  
委嘱期間は委嘱の日から最長 3 年間とし、半年ごとに更新するものとします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、雇用期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

### 4. 報酬

月額 165,000 円

- ※ 翌月の 10 日に支給します。また、勤務月数に応じ年 2 回賞与を支給します。  
ただし、時間外手当、退職手当等は支給しません。

### 5. 待遇・福利厚生

- (1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。(届出と許可が必要です。)
- (2) 勤務時間中は、活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。
- (3) 町内での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。
- (4) 居住地として、町が用意する住宅に居住してもらいます。その際、協力隊員としての活動期間中は無償で貸与する予定です。(水道光熱水費等は個人負担です。また、上記以外の住宅の場合は、住宅料等は個人負担となります。)
- (5) 健康保険、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- (6) 年次休暇等は町の条例を適用します。

### 6. 応募手続

#### (1) 応募受付期限

随時受付

※募集期間中であっても採用が決定し次第、募集を終了いたします。

#### (2) 提出書類

- ・応募用紙 (別紙様式)
- ・履歴書 (市販のもので可。直筆及び写真貼付)
- ・作文 (A4 サイズで書式自由、パソコンでの作成可)

※ 題名「黒潮町の地域おこし協力隊員として活かしたい私の経験や能力」について、1,000文字程度で作文を作成してください。なお、作文の最初に住所と氏名を記入してください。

(3) お申し込み・お問い合わせ

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地  
黒潮町役場 企画調整室 地域振興係  
電話：0880-43-2177

メールアドレス：10211010@town.kuroshio.lg.jp

7. 選考

(1) 第1次選考（書類）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接等）

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験を行います。

日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は第2次選考試験後に文書で全員に通知します。

※ 住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。

それ以前に住所を異動させると、応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。